

## 託送供給等約款の認可申請について

平成27年7月29日  
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に平成28年4月1日を実施日とする託送供給等約款の認可申請を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、本日、改正電気事業法附則第9条第1項<sup>※1</sup>に従い、同法第18条第1項<sup>※2</sup>に規定された託送供給等約款の認可申請を経済産業大臣に行いました。

託送供給等約款とは、新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。今回の申請に当たっては、現行の託送供給約款に、平成28年4月に実施される電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や国の審議会<sup>※3</sup>における託送制度に関する議論の内容を反映しております。

主な申請内容は以下の通りです。

なお、今回の託送供給等約款の認可申請に伴う小売料金の変更はありません。

### 1. 託送供給等約款の申請概要（別紙1参照）

- (1) 低圧向け託送料金の新設および高圧・特別高圧向け託送料金の見直し
- (2) インバランス制度の見直し
- (3) 割引制度の見直し

### 2. 託送料金原価の概要（別紙2参照）

添付資料：別紙1 託送供給等約款の申請概要  
別紙2 託送料金の認可申請について【原価の概要】  
参考資料 主要料金単価表

- ※1 改正電気事業法附則第9条第1項（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）  
この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。  
「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令」  
電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の政令で定める日（＝託送供給等約款の認可申請の期限）は、平成二十七年七月三十一日とする。
- ※2 改正電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）  
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※3 国の審議会  
総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループなどを指す。

以上

## 託送供給等約款の申請概要

託送供給等約款とは、新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。今回の申請に当たっては、現行の託送供給約款に、平成28年4月に実施される電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や国の審議会における託送制度に関する議論の内容を反映しております。

### (1) 低圧向け託送料金の新設および高圧・特別高圧向け託送料金の見直し

平成28年の電力小売全面自由化に伴い、低圧で電気の供給を受けるお客さまも自由化対象となることから、今回、新たに低圧向け託送料金を設定しました。

申請した低圧向け託送料金は、平均で1kWhあたり8.08円となっております。

また、高圧および特別高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金についても、各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を踏まえるとともに、最大限の経営効率化を織込んだ上で、今後安定供給に必要な託送料金原価を見直し、再設定いたしました。

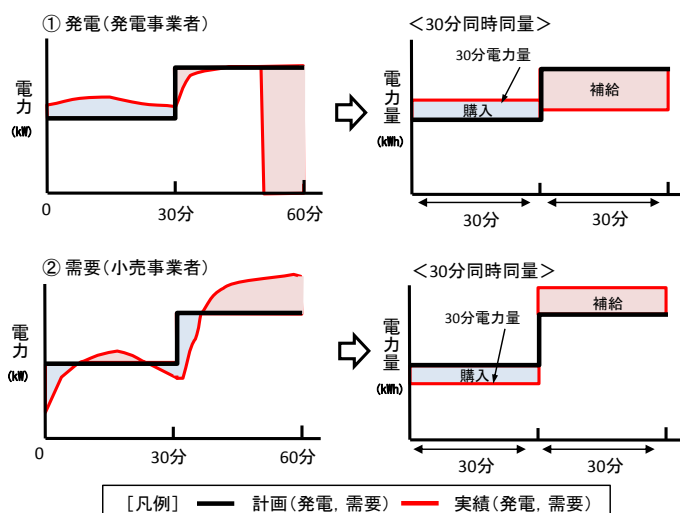
具体的には、託送料金原価における事業報酬率を引き下げる一方、電気の周波数維持や需給バランスの調整に係るコストを追加するなどの見直しを行っております。その結果、申請した託送料金は、高圧向けは平均で1kWhあたり3.92円、特別高圧向けは平均で1kWhあたり1.91円となりました。(具体的な託送料金単価は参考資料：主要料金単価表参照)

### (2) インバランス制度の見直し

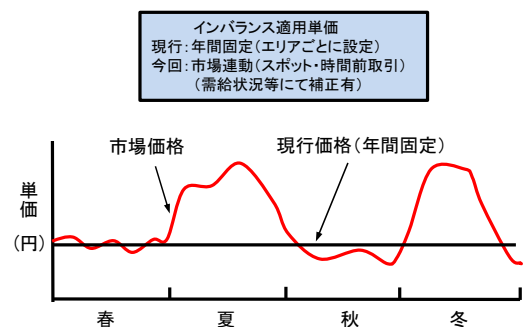
託送供給においては、送配電設備の利用に係る託送料金のほか、小売事業者が発電と需要を一致させられなかった場合等に生じる電気の過不足を、当社の送配電部門が調整する「インバランス制度(補給と購入)」という制度を設けています。

今回、このインバランス制度についても、各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を踏まえ、その適用単価に卸電力取引所における市場価格に連動させるなどの見直しを行っております。

【インバランスのイメージ】



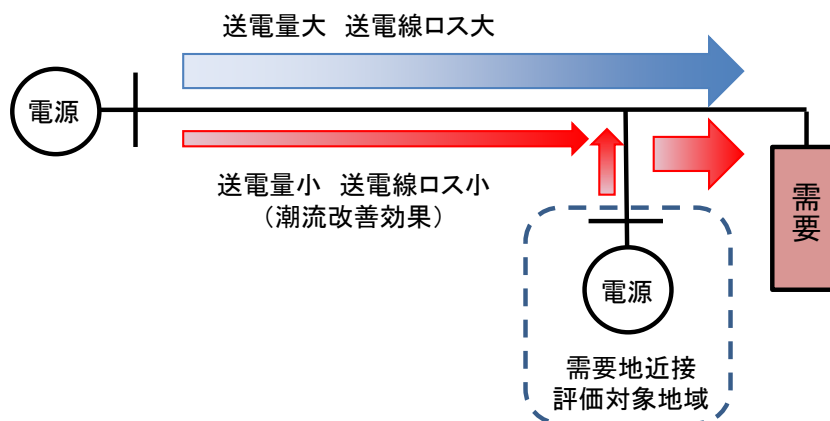
【市場価格連動のイメージ】



### (3) 割引制度の見直し

現行においても電気の潮流状況が改善されるエリアに設置した発電設備を利用する場合、託送料金を割り引く制度（需要地近接性評価割引制度）を設定しておりますが、各種法令の改正や国の審議会における議論の内容を踏まえ、低圧電源も割引対象へ追加するとともに、割引の対象範囲と料金の見直しを行っております。

#### 【現行の割引制度における評価のイメージ】



#### ◆ 見直し内容（概要）

項目	現行	見直し後
割引対象電源	特高・高圧	特高・高圧・ <u>低圧</u>
割引対象地域	潮流状況により設定	潮流状況に加え、 <u>需要実績等を踏まえ、電源過多・需要過疎地域を除外し、細分化</u>
割引単価区分	特高・高圧（一律）	<u>基幹系／特高／高低圧</u>
評価内容	ロスに係る評価	ロスに係る評価、 <u>投資抑制に係る評価</u>

下線箇所が今回の追加・見直し箇所

以上

## 託送料金の認可申請について【原価の概要】

### 1. 原価算定における前提諸元

- 原価算定期間は、平成28～30年度の3年間としております。  
(今回改定の値はいずれも3ヶ年平均)

	今回 A (H28～H30)	前回 B (H20)	差引 A-B
流通対応需要 (億kWh)	284.2	286.8	▲2.6
事業報酬率 (%)	1.9	3.3	▲1.4
流通設備投資額※ (億円)	297	280	+17

※送電設備、変電設備、配電設備の投資額を記載

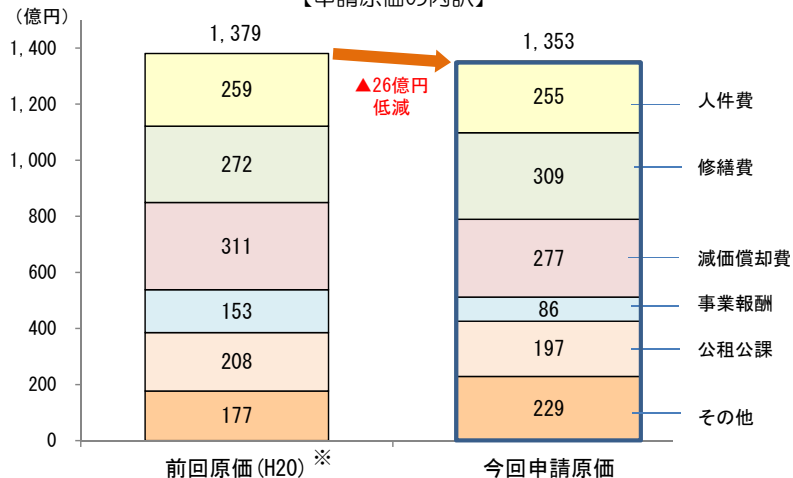
### 2. 今回申請における託送料金原価

- 申請原価の算定にあたっては、「託送料金算定省令」および「託送料金審査要領」に基づき、原価を算定しております。
- 高経年設備の機能維持対応〈下記参照〉やスマートメーター導入等に伴うコスト増加要因はありますが、「託送料金審査要領」に基づく原価控除および最大限の経営効率化によるコスト削減を反映することにより、前回原価と比較して▲26億円低減しております。
- 「託送料金算定省令」に基づき算定した電圧別の平均単価は以下のとおりです。  
特別高圧：1.91円/kWh、高圧：3.92円/kWh、低圧：8.08円/kWh
- なお、本託送申請に伴う小売料金の変更はありません。

#### 〈高経年設備の機能維持対応について〉

- 高度成長期に建設した多数の流通設備が高経年化していくことから、機能維持を図るため今後、修繕費が増大していきます。
- 当社としては、設備の延命化や工事の平準化に向けた取組みを確実に実施し、安定供給の確保に努めてまいります。

【申請原価の内訳】

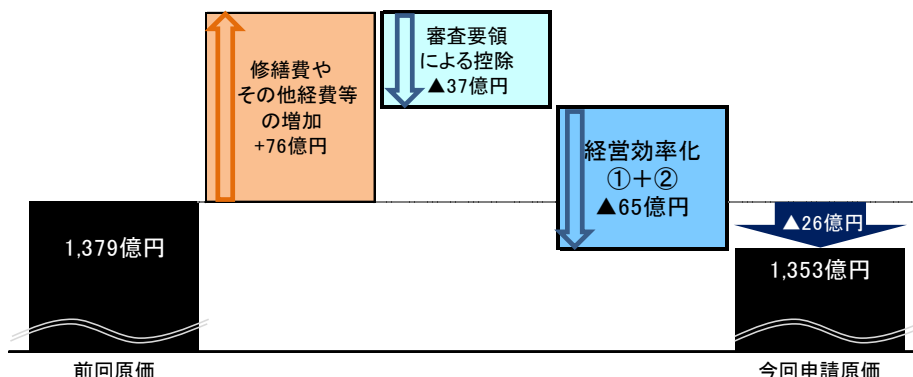


※前回は、低圧託送の設定がないため、低圧まで含めた原価額を記載

### 3. 申請原価へ反映した経営効率化

- 「託送料金審査要領」に基づき、人件費や厚生施設等に関する費用の一部を原価から控除 (▲37億円) しております。
- 加えて、今回の申請原価には、総額▲65億円の経営効率化を織込んでおります。
  - ・効率化①：前回改定以降取り組んできた効率化 ▲24億円
    - ・人件費 ▲16億円 (給与手当等の削減)
    - ・資材調達 ▲8億円 (仕様・工法見直し▲2億円 単価低減▲6億円)
  - ・効率化②：資材調達における更なる効率化 ▲41億円
    - ・仕様および工法の見直し ▲3億円
    - ・競争発注低減効果の織込み ▲38億円・調達価格低減▲7%

【前回原価からの変動要因】



### 4. 競争発注比率の拡大

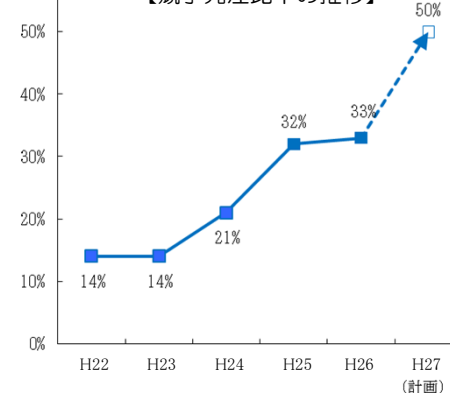
- 資材調達価格の低減および発注の透明性確保を目的に、部門横断的な委員会を設置し、競争発注比率の拡大に取り組んできた結果、競争発注比率はH26年度で33%に向上しております。
- 更に競争発注比率を拡大し、調達価格低減▲7%を達成するため、H27年度は50%程度への競争発注比率の拡大を進めております。

【競争比率拡大に向けた取組み】

#### 【主な取組み内容】

- 調達対象毎に最適な調達方策を採用
- ・競争入札 (ターゲットプライス方式)
- ・順位配分競争
- ・まとめ競争
- ・技術提案型競争 (VE提案型競争)
- ・共同調達 等

【競争発注比率の推移】



以上

【主要料金単価表】

1. 接続送電サービス料金

(単位：円)

契 約 種 別			単 位	料 金 単 価 (消費税等相当額含む)		
				新 単 価	旧 単 価	
低 圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10W まで	1 灯	32.97	—
			10W をこえ 20W まで	1 灯	65.94	—
			20W をこえ 40W まで	1 灯	131.88	—
			40W をこえ 60W まで	1 灯	197.82	—
			60W をこえ 100W まで	1 灯	329.70	—
			100W をこえる 100W までごとに	1 灯	329.70	—
	電灯定額 接続送電 サービス	小型 機器 料金	50VA まで	1 機器	98.47	—
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	196.96	—
			100VA をこえる 100VA までごとに	1 機器	196.96	—
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	178.20	—
			SB (※1)・主開閉器契約	1 kVA	140.40	—
			電力量料金	1 kWh	7.16	—
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	178.20	—
			SB (※1)・主開閉器契約	1 kVA	140.40	—
		電力量料金	昼間	1 kWh	8.10	—
			夜間	1 kWh	5.94	—
	電灯従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	10.08	—
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	469.80	—
			主開閉器契約	1 kVA	345.60	—
			電力量料金	1 kWh	5.30	—
動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	469.80	—	
		主開閉器契約	1 kVA	345.60	—	
	電力量料金	昼間	1 kWh	5.99	—	
		夜間	1 kWh	4.45	—	
動力従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	13.00	—	
高 圧	高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	610.20	583.20	
		電力量料金	1 kWh	2.27	2.22	
	高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	610.20	583.20	
			電力量料金	昼 間	1 kWh	2.53
	夜 間	1 kWh		1.95	1.89	
	高圧従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	12.27	11.77
ピークシフト割引 (※3)			1 kW	▲518.40	▲495.72	
特 別 高 圧	特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	453.60	421.20	
		電力量料金	1 kWh	1.21	1.17	
	特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	453.60	421.20	
			電力量料金	昼 間	1 kWh	1.32
	夜 間	1 kWh		1.07	1.04	
	特別高圧従量接続送電サービス (※2)			1 kWh	8.65	8.07
ピークシフト割引 (※3)			1 kW	▲385.56	▲358.56	

(※1) SB (サービスブレーカー) とは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置のことを指します。

(※2) 自己等への電気の供給 (自己託送) を希望されるときに適用します。

(※3) 需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力について、1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

2. 近接性評価割引

(単位：円)

	単位	料 金 単 価 (消費税等相当額含む)	
		新 単 価	旧 単 価
受電電圧が標準電圧 6,000V 以下の場合	1 kWh	▲0.45	高圧・特別高圧 ともに ▲0.01
受電電圧が標準電圧 6,000V をこえ 140,000V 以下の場合	1 kWh	▲0.27	
受電電圧が標準電圧 140,000V をこえる場合	1 kWh	▲0.14	

・近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。